

平成19年3月19日

株 主 各 位

ターボリナックス株式会社
代表取締役社長 矢野 広一

「第13期定時株主総会招集ご通知」株主総会参考書類の一部修正について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成19年3月12日付でご送付いたしました標記書類について、一部修正すべき事項が生じたので、会社法施行規則第65条第3項に基づき、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

敬具

記

修正箇所 第13期定時株主総会招集ご通知 44項～47項

(誤)

現行定款	変更案
第29条（監査役の任期） （新設）	第33条（監査役の任期） ③会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
第30条～第32条 （条文省略）	第34条～第35条 （条文省略）
第34条～第39条 （条文省略）	第36条～第46条 （条文省略）
第39条（配当金の除斥期間） （条文省略）	第47条（期末配当金等の除斥期間） （条文省略）

(正)

(■部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第29条（監査役の任期） （新設）	第33条（監査役の任期） ③会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
第30条～第32条 （条文省略）	第34条～第35条 （条文省略）
第33条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。	第36条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。
第34条～第39条 （条文省略）	第37条～第47条 （条文省略）
第40条（配当金の除斥期間） （条文省略）	第48条（期末配当金等の除斥期間） （条文省略）

以上